

企業会計審議会

「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方について
のこれまでの議論（中間的論点整理案）」
について

2012.6.18. 齋藤 静樹

中間的論点整理（案）を文字どおりに読む限り、IFRS 対応（中小企業等への対応の部分を除く）のキーワードは、主体性をもったコンバージェンスの継続、任意適用の積み上げ、連単分離、の3点であろう。連単分離については、もともと一体であるものの一部を切り離して当座の障害を回避しても、中長期的にうまくいくとは思えないが、多数意見ならばその線での取りまとめを尊重するほかはない。IFRS と調和しつつ、上場企業の財務報告を連単ともに統一的に規制しうる会計基準を継続的なコンバージェンスの目標とみる立場は、個人の意見として留保する。

いずれにせよ審議会として取りまとめた以上、個人の意見表明は別にして、この文書の解釈については基本線を共有し、逸脱した解釈が混乱を引き起こさないようにすることが重要である。この1年を費やした審議は、2009年の当審議会中間報告が関係者の思惑などでさまざまに解釈され、誤解に基づく行動が社会的な混乱を引き起こしたことの結果でもあった。その間、日本の会計基準改革は停滞を余儀なくされた。同じことが再び繰り返されないように、関係者の一致した協力を期待したい。 《以上》

.....

なお、1ページの「1. 会計基準の国際的調和」の冒頭の文章ですが、「2007年8月の東京合意以降、コンバージェンスを進めてきており、」というのはいささか正しくありません。コンバージェンスの作業はそれよりずっと以前から精力的に進められており、東京合意までも1株当たり利益の開示、役員賞与（利益処分から費用へ）、株主資本等変動計算書、事業分離、ストック・オプション、棚卸資産（低価法の強制やLIFOの廃止）、金融商品（時価情報の開示拡大など）、関連当事者の開示、四半期財務諸表、工事契約（工事進行基準への統一）、資産除去債務、リース（ファイナンス・リース取引における例外処理の廃止）などの会計基準に結実しています。東京合意は、従来からのコンバージェンスを、目標期限を決めて加速することを合意したものです。したがってこの部分は、「東京合意以降、それまでのコンバージェンスをさらに加速してきており、」のようにすべきかと思います。